

就 労 ア セ ス メ ン ト の ご 案 内



就労移行支援事業所あるば石狩

〒061-3201
石狩市花川南1条4丁目225

Tel 0133-72-1601
Fax 0133-77-6030

Mail info@centercap.org
Website <https://www.centercap.org/>

就労移行支援事業所あるば札幌

〒063-0062
札幌市西区西町南7丁目1-41

Tel 011-676-5145
Fax 011-676-5146

就 労 移 行 支 援 事 業 所 あ る ば

－ 就労アセスメントを受けられる方のために －

就労アセスメントは、各支援機関による継続的な就労支援に必要な情報のうち、就労面に関する情報を把握するために実施します。

障がい者に対して適切な就労支援を行うためには、支援対象者の就労面や生活面に関する多面的な情報を把握しておくことが必要となります。

これらの情報のうち、生活面の情報については、支援対象者を長期間にわたって支援している機関(特別支援学校等)から把握することができますが、就労面に関する客観的な情報(作業能力、就労意欲、集中力等)は、作業場面における観察によって別途把握する必要があります。

このため、就労経験のない者(50歳以上の者や障害基礎年金1級受給者を除く)が就労継続支援B型事業所の利用を希望する場合については、就労アセスメント機能を有する就労移行支援事業所がアセスメントを行い、就労面の情報の把握を行うこととなっています。

◎アセスメントにより把握された情報は、一連の就労支援が行われる中で、各機関によって共有・更新され、長期間にわたって活用されることとなります。

◎就労アセスメントは、就労継続支援B型利用の「可否」を判定するためのものではありません。サービス等利用計画の作成や市区町村が行う支給決定の参考になるものですので留意して下さい。そのため、利用者の本来のニーズや就労の可能性に着目したアセスメントを実施いたします。

ご不明な点等ございましたら、スタッフまでお問い合わせ下さい。



－ 就労アセスメントの流れ －

市町村窓口へ就労移行支援事業の利用に関する支給申請

□相談支援事業所□

就労アセスメントのためのサービス等利用計画(案)作成

□市町村窓口(障がい福祉課)□

就労移行支援事業による就労アセスメントに係る暫定支給決定

□就労移行支援事業所あるば□

就労アセスメント～評価結果のフィードバック(計5日間程度)

- ① 契約・初回アセスメント(聞き取り等)
- ② 就労アセスメント(主に軽作業等を行います)
- ③ //
- ④ //
- ⑤ 就労アセスメントと結果のフィードバック

基本は就労移行支援事業所あるばへの通所により実施しますが、状況により学校等を訪問し実施することもあります。



<就労アセスメントの視点の一例>

- [体力] … 一日何時間程度働けるのか?
- [作業中の持続力] … 一定のペースで作業を行えるか?
- [作業の正確性] … ミスの有無・ミスを自覚し修正できるか?
- [自己統制力] … パニック等により作業遂行に影響がでないか?
- [集中力の維持] … 周囲の様子等に気を取られないか?